

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る手数料の額の標準が新たに設けられることに伴い、当該手数料の設定を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を新たに設定することとします。  
（別表第7関係）
- (2) この条例は、令和5年7月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(2)の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表(12)の項中「第108条の2第1項第15号」の右に「または第16号」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料			本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料		
1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料		
納付すべき者	区分	金額	納付すべき者	区分	金額
(1)・(1)の2 省略			(1)・(1)の2 省略		
(2) 法第91条または第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料	1,400円（滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用する場合には、2,850円）	(2) 法第91条または第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料	1,400円（滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用する場合には、2,850円）

(3)～(11) 省略			
(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～セ 省略 ソ 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円
(13) 省略			
注 1～8 省略			
2 省略			
別表第 8 以下 省略			

(3)～(11) 省略			
(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～セ 省略 ソ 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号または第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円
(13) 省略			
注 1～8 省略			
2 省略			
別表第 8 以下 省略			